別表第二十四（第八条第三項関係）〔各月の付加保険料を口座振替で前納する場合〕

前納する月	令和8年4月から令和9年3月までの各月
前納額	400円

官　庁　発　表

官　庁　事　項

有機農業の推進に関する基本的な方針の公表について

有機農業の推進に関する法律（平成18年法律第112号）第６条第１項の規定に基づき、有機農業の推進に関する基本的な方針を次のとおり定めたので、同条第４項の規定に基づき、これを公表する。

令和８年９月28日　　農林水産大臣　築　　和生

有機農業の推進に関する基本的な方針

有機農業の推進に関する法律（平成18年法律第112号。以下「有機農業推進法」という。）に基づく「有機農業の推進に関する基本的な方針」（以下「基本方針」という。）については、我が国の農業における有機農業の役割を明確にするとともに、各種の関連施策を総合的かつ計画的に講じていく基（もとい）であるところ、近年の国内外の情勢等を踏まえ、今後とも有機農業を推進するため、以下のとおり変更する。

第１　有機農業の推進に関する基本的な事項

有機農業推進法において、有機農業は農業の自然循環機能を大きく増進し、農業生産に由来する環境への負荷を低減するものであるとされている。生物多様性保全や地球温暖化防止等に寄与する有機農業の取組拡大は、農業施策全体及び農村における国連の持続可能な開発目標（SDGs）の達成にも貢献するものである。

また、農業生産資材についても、国際的な需給のひっ迫や物流の混乱等により、その安定供給が脅かされるリスクが顕在化している中、輸入依存度の高い化学肥料を使用しない有機農業は、国際情勢に左右されにくい農業生産体制の確立に資するものであり、食料安全保障の確保の観点からも重要である。さらに、有機農業の推進は、世界の有機農業市場が拡大する中、今後の輸出拡大や国産シェアの維持・向上の観点からも重要である。このほか、有機農業の推進は、食育の推進、担い手の確保、中山間地域等における特色ある農業の展開などに寄与し、交流人口の拡大による地域づくりへの貢献も期待される。

国際的にも、EUの「ファームtoフォーク（農場から食卓まで）戦略」の策定をはじめとして経済と環境の両立を実現しようとする動きが見られており、こうした国際的な動向も踏まえ、我が国では、2021年（令和３年）に食料・農林水産業の生産力向上と持続性の両立をイノベーションで実現する「みどりの食料システム戦略」が策定され、2050年までに耕地面積に占める有機農業の取組面積の割合を25％（100万ha）に拡大する目標等が掲げられた。2022年（令和４年）には「環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律」（令和４年法律第37号。以下「みどりの食料システム法」という。）が制定され、環境負荷低減に取り組む農業者や新技術の提供等を行う事業者への支援措置が講じられた。さらに、2024年（令和６年）には、食料・農業・農村基本法（平成11年法律第106号）が改正され、環境と調和のとれた食料システムの確立が新たに基本理念に位置付けられた。これらも背景に、国内の有機食品の市場拡大、輸出の増加が見られる中、地域ぐるみで有機農業の生産から消費まで一貫して取り組む「オーガニックビレッジ」は、2022年（令和４年）の取組開始以降、2025年（令和７年）12月までに154市区町村が取組を行ったほか、有機農産物等の学校給食での活用も拡大しており、点の取組から面の取組への移行が進み、有機農業の取組面積も徐々に拡大している。

2026年（令和８年）６月には食料・農業・農村基本計画に基づき、「みどり加速化GXプラン」が決定され、2030年を目途に集中的に取り組む施策の一つとして、「世界で勝てる有機農業の面的拡大」が掲げられた。今後の更なる有機農業の拡大加速化に向けては、同プランの内容も踏まえ、従前からの個々の農業者による取組や、地産地消、産消提携、農業体験等の農業者と消費者の連携促進の取組に加え、生産・調達、流通・加工、消費の食料システムの各段階で連携して、コスト高、供給の不安定性等の課題に対応し、低コストで安定的に有機食品の広域供給が可能となるよう産地の育成・強化、新規参入や慣行農業からの転換促進、技術の開発・普及等による生産性向上、流通の合理化等を進め、供給力強化を図るとともに、有機農業の意義・特徴の訴求、販路の多様化、消費者ニーズに対応した商品の供給、国等の機関における活用の推進等により需要拡大を進めることで、供給力強化と需要拡大の好循環が形成されるよう、各種の関連施策を実施する必要がある。

また、こうした取組を支えるための基礎として、技術開発・普及のためのネットワーク構築、有機JAS制度を利用しやすい環境づくりなどを図っていく必要がある。

なお、有機農業の推進に当たっては、我が国における有機農業がこれまで農業者その他の関係者の自主的な活動によって支えられ、地域の実情に応じて様々な形で取り組まれてきたことを考慮し、地域の実情や農業者その他の関係者の意向を尊重するとともに、慣行農業を営む者との相互理解のもと各種取組が行われるよう留意する。

第２　有機農業の推進及び普及の目標に関する事項

１　目標の設定の考え方

国は、地方公共団体と連携するとともに、農業者や事業者その他の関係者の協力を得て、有機農業推進法に定める基本理念及び本基本方針の第１の有機農業の推進に関する基本的な事項に即して、有機農業の生産拡大と国産シェアの拡大を図るよう努めることとする。

このため、有機農業の推進及び普及の目標として、国内外での有機食品の需要見通しを踏まえ、我が国における有機食品の消費及び有機農業の生産に係る目標を次のとおり定める。

２　有機食品の需要見通し

国内の有機食品の需要見通しについては、2030年（令和12年）に3,280億円と設定する。

また、我が国からの有機食品の輸出見通しについては、有機同等性の仕組み等を利用した輸出実績等を前提に、2030年（令和12年）に210億円と設定する。

＜見通しに対する進捗状況＞

国内の有機食品の需要について、国内有機食品市場の推計額は、2017年（平成29年）時点で1,850億円であったが、2025年（令和７年）時点では、3,595（2,766[1]）億円に拡大している。

また、我が国からの有機食品の輸出について、有機同等性の仕組み等を利用した輸出の推計額は、2017年（平成29年）時点で17.5億円であったが、2025年（令和７年）時点では265億円であり、茶の輸出の拡大等により見通しを上回るペースで増加している。

[1]消費者物価指数（食料）により補正

３　有機農業の推進及び普及の目標

(1)　有機食品の消費に係る目標

有機食品の需要見通しに対し、国産の農産物等を安定的に供給していく役割を達成するために、有機食品市場に対する国産シェアを拡大する目標を設定することとし、2030年（令和12年）に84％にすることを施策目標とする。

この施策目標の実現に向けて行う、消費者の理解の確保等の有機食品の消費に係る各種施策の取組状況について、有機食品を週１回以上利用する消費者の割合を指標とすることとし、2030年（令和12年）にはこれを25％とする取組目標を設定する。

＜目標の進捗状況＞

有機食品の国産シェアの推計値は、2017年（平成29年）時点で約60％であったが、2024年（令和６年）時点では約53％であり、低下傾向にある。国産有機農産物の格付数量は増加傾向にあるが、生産拡大を上回るペースで国内の有機食品市場が拡大していると推測される。